

◎佐賀県条例第22号

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例

佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																					
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> </table>		占用物件	占用料		単位	金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="5">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> </thead> </table>						占用物件	占用料					単位	金額			
			占用物件	占用料																			
単位	金額																						
占用物件	占用料																						
	単位	金額																					
略		略																					
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	略	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	略																				
		法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運行 補助施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下 に設 ける もの その 他の もの	長さ1メ ートルに つき1年	4円																
							13円																
				道路の構造又は		1本につ	1,000円																

改正前				改正後					
						交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	き1年		
						その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	640円
							地下に設けるもの		380円
						その他のもの			1,300円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	略	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	略
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	略	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	略	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
略				略	略				略

改正前				改正後			
略				略			
略		占用面積	略	略		占用面積	略
令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに $\frac{0.034}{}$ を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに $\frac{0.031}{}$ を乗じて得た額
略				略			
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに $\frac{0.016}{}$ を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに $\frac{0.012}{}$ を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに $\frac{0.024}{}$ を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに $\frac{0.017}{}$ を乗じて得た額
	その他のもの		Aに $\frac{0.034}{}$ を乗じて得た額		その他のもの		Aに $\frac{0.025}{}$ を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに $\frac{0.016}{}$ を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに $\frac{0.015}{}$ を乗じて得た額
	略		略		略		略
令第7条第10号に掲げる施設	建築物		Aに $\frac{0.024}{}$ を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設	建築物		Aに $\frac{0.022}{}$ を乗じて得た額
	略		略		略		略

改正前			改正後		
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得 た額	令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得 た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得 た額		その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得 た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.034</u> を乗じて得 た額	令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得 た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得 た額	令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得 た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得 た額		その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得 た額
			令第7条第14号に掲げる施設		Aに <u>0.031</u> を乗じて得

改正前				改正後		
備考 略				備考 略		た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る占用料から適用し、この条例の施行の日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。